

## 令和4年度 第2回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 令和5年(2023年)3月6日(月) 18:00~19:10

方 法 オンライン開催

### 1 開 会

#### ○事務局(石川課長補佐)

本日は、年度末のお忙しいところご出席頂きまして、ありがとうございます。

ただ今から、令和4年度第2回受動喫煙防止対策専門部会を開会いたします。

私は、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課課長補佐の石川です。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議につきましては、オンライン形式で開催させて頂いておりまして、大西部会長及び事務局は配信会場から、出席者の皆様は、それぞれ、所属等においてオンラインでご出席を頂いています。

WEB会議の円滑な進行のために、出席者の皆様につきましては、通常時はマイクをオフにして頂き、ご発言をされる場合には、「手を挙げるボタン」などで、こちらの方に合図をして頂ければ、こちらからご指名をさせていただきます。その際には、マイクをオンにされてご発言をされるよう、お願いいたします。また、本日、視聴者としてご参加頂いている方につきましては、カメラ及びマイクを常時オフにさせていただくようお願い申し上げます。

本日ですが、北海道町村会山内委員、北海道がんセンター加藤院長がご都合により欠席となっております。14名中、12名の皆様にご出席を頂いております。出席者の皆様におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、本日お配りしています資料の確認をさせていただきます。本日の部会の資料は、次第、出席者名簿、資料1-1から資料1-2、資料2-1から資料2-2、資料3と、参考資料として、受動喫煙防止対策推進プラン、それから調査の報告書の2種をお配りしておりますので、ご確認の方をお願いいたします。

なお、当課地域保健課がん対策担当課長の佐藤ですが、あいにく議会对応により会場入りが遅れておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせて頂きます。

ここからの進行につきましては、大西部会長をお願いいたします。

#### ○大西部会長

札幌医科大学の大西でございます。ここからは私の方で進行を務めさせていただきます。

本日は次第にありますとおり、まず報告事項として1件、「令和4年度施設等における受動喫煙防止対策の実施状況について」と、協議事項は2件、1件目は「『北海道受動喫煙防止対策推進プラン』の推進状況について」と、2件目は「『北海道受動喫煙防止対策推進プラン』の次期計画の取扱い及び今後のスケジュールについて」となっております。

協議の進め方ですけれども、まず報告事項について事務局の方から報告いたしまして、そ

の後、協議事項の（１）で、主な施策の項目ごとの今年度の推進状況や次年度の方向性、数値目標に対する達成状況など、事務局の考え方について、ご説明を頂くことになります。

協議事項（１）の後、協議事項（２）について、再度、事務局の方から説明をしますので、委員等の皆様には、各報告及び協議事項に関する説明後、その内容に対して、ご意見を伺っていくという流れでお願いしたいと思います。

## 2 議 題

### （１）報告事項

#### ○大西部会長：

それでは、まず、報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局(清水主任)

それでは、報告事項「令和４年度施設等における受動喫煙防止対策の実施状況」について、報告いたします。まず資料 1-1 をご覧下さい。こちらは、道内の第一種及び第二種施設に対し、昨年度と同様に受動喫煙防止対策に関する調査を行い、結果をまとめたものになります。

一番左上の項目の「学校等」については、令和２年度から令和３年度調査において、既存施設は全て屋内・屋外ともに禁煙であることを確認しましたので、今年度は、令和４年度新規施設を対象に調査しております。

その下の段の「市町村管理施設」については、市町村から道内の施設リストを入手して、屋内外の受動喫煙防止対策について調査しております。

その下にあります「その他の施設」については、道内の公共施設及び民間施設の受動喫煙防止対策の状況を把握するため、先ほどの「学校等」及び「市町村管理施設」を除く 7,000 施設を抽出し、第一種・第二種施設、飲食店の 3 つの区分に分けて調査しております。

まず、「学校等」について、ご説明いたします。一番上のピンク色の行の部分となりますが、ここに該当する施設については、法律で屋内の禁煙を、道の条例で屋外の禁煙を規定しております。対策実施の有無については、屋内・屋外ともに、昨年度から引き続き実施率 100% となっております。なお、資料 1 - 2 記載の「昨年度と比較した調査数の増減」についてですが、昨年度は令和 3 年度新規施設の他、令和 2 年度調査で一部調査未実施でした施設に対しても調査を行ったため調査数が多くなっており、増減数が 165 となっております。

続いて「市町村管理施設」及び「その他の施設」ですが、こちらは前年度との比較をしています資料 1-2 をご覧下さい。

市町村管理施設について、青の行の部分となりますが、屋内の対策については、市町村本庁舎、図書館、体育館、美術館では 100% 実施されておまして、そのほかの公民館、入浴施設についても、9 割以上の実施率となっております。

屋外での対策につきましても、昨年度から引き続き 100% となっております市町村本庁舎を除いて、全ての施設で実施率が増加しております。屋外の対策については、法律で規制され

ておらず、北海道の条例においても、通行量を考慮して灰皿等の設置場所に配慮することを配慮義務として定めているのみであることから、今後も各市町村の方で積極的な取組が推進されるように、各市町村に、条例の趣旨について周知啓発を続けるとともに、管理施設への対応を働きかけていきます。

次に「その他の施設」についてですが、昨年度に引き続き第一種、第二種、飲食店の3つの区分に分けて調査を実施しております。なお、こちらですが、飲食店の禁煙標識掲示の周知を兼ねて、飲食店の調査対象数を、昨年度は2,385施設だったのですが、今年度は約4,200施設へ調査を行いました。

第一種及び第二種施設における屋内及び屋外での対策実施についてですが、昨年度と比較しまして、多くの施設でプラスとなっております。施設合計数においても、屋内では3.6%、屋外では7.3%のプラスとなっております。

なお、昨年度と比較しまして、回答率が減少した「百貨店等」及び「コンビニエンスストア」においては、店舗内の一部空間において喫煙が行われている、出入り口付近に設置されている灰皿等で受動喫煙が生じている等の相談が道民から寄せられることも多かったため、条例の普及啓発のため、条例リーフレットと、受動喫煙防止対策をお願いする通知文を送付しています。

次に、飲食店についてですが、こちらは、黄色の色つきの下の表をご覧ください。

飲食店の表示について、法律では、喫煙可能や分煙としている店舗がその旨を掲示することを規定しているのですが、禁煙施設に関する規定はなく、店舗が禁煙であるかどうか利用者にとっては、分かりづらいということから、北海道の条例では、利用者がお店に入る段階で禁煙ということが分かるように、禁煙施設は禁煙表示することを義務化しています。

この表の右下側の「禁煙表示あり」という項目になりますが、禁煙表示をしている店舗が、昨年度は78.6%でしたが、今年度は74.6%となり、昨年度から4%マイナスとなっております。

禁煙表示に関する調査結果の詳細や、今後の取組等については、資料2-1の方に記載させて頂いておりますので、後ほど詳しくご説明させて頂きます。

この他にも、「その他の施設」に関する調査では、様々な項目について調査を実施していますが、すべて説明しますと時間がかかってしまうので、そのほかの調査結果については、添付資料として配付しています調査報告書をご確認ください。

次に、都市公園についてですが、一番下の緑色の表をご覧ください。

こちらは、市町村において設置している都市公園の受動喫煙対策状況について調査を実施したのですが、昨年度と比較して、こちらも対策実施率が増加しています。

資料1に関する説明は以上となりますが、道民の健康づくり推進協議会の中川委員から、本部会において「施設だけでなく、施設を利用する道民おののくに、受動喫煙対策への理解を深めて貰うための普及啓発対応」について協議頂きたいというご意見を頂きましたので、あわせて、道の状況や取組などについて、ご報告をさせていただきます。

まず、今回の施設への調査において、調査時に寄せられた意見として、「禁煙としている施設内で隠れて喫煙する者や、施設の前で喫煙する者の対応に苦慮している」といった意見や、「店側だけでなく、利用者の方にも周知徹底してほしい」という意見が多数ございました。

た。このような意見は道にも寄せられていまして、例えば、条例では、20歳未満の方がいる場所では喫煙を控えるよう努力義務を定めているところですが、公園や屋外施設等で、子どもの側で喫煙が行われているといった喫煙者の努力義務認知不足に関する相談などが多くございます。

このような現状を踏まえまして、道としましても、施設側だけではなくて、施設を利用する道民おのおのへ対し、法や条例で定める受動喫煙対策について、より強く普及啓発していく必要性を感じているところでして、今年度においては、本庁でのイベント時のリーフレット配布においても、今までは会場に配置していたのみだったのですが、それでは手に取って頂きづらいということもあり、今年度は、他の普及啓発資材とセットにしてお渡しするなどして、条例リーフレット800部と禁煙支援パンフレット400部を配布した他、幅広い世代の方に見て頂けるよう、SNSでの周知強化を行っているところです。

今後も、施設側だけでなく、施設を利用する道民の方々にも、受動喫煙対策についてご理解を頂けるよう、普及啓発を進めていく予定です。

報告事項に関する説明は以上となります。

#### ○大西部会長

ただいま事務局から報告事項について説明がありましたが、委員等の皆様から何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

#### ○各委員等

(意見なし)

#### ○大西部会長

今回、むしろ悪化している指標、昨年度と比較したところで、屋内の対策がマイナスになっているところもありますけれども、回答施設が違うことから、対策ができていないところの回答も増えたのでマイナスになっているという、そういう理解でよろしかったでしょうか。

#### ○事務局（清水主任）

昨年度と比較しますと、例えば動物園等や宿泊施設の対策実施率が減少しているんですけども、「対策なし」と回答されました施設のご意見を見ますと、例えば、「施設利用者に喫煙者がいないから、喫煙専用室等の設置はしていない」、「お客様には、駐車場で自家用車内での喫煙をお願いしている」というふうな意見を書かれていました施設が、対策実施なしと回答されてまして、「屋内を禁煙としているが、喫煙専用室等の特別な施設は作っていないので、施設側としては、対策していない」という意図で「対策なし」と回答された施設も複数見られまして、こちらの調査票が分かりづらい部分もございまして、「施設を禁煙としていることイコール受動喫煙対策に取り組んでいる、ということである」ということが伝わりやすい内容となるよう、次年度は、調査票の内容の見直しを行うことを検討しております。

## ○大西部会長

一概に悪化していると捉えるのではなくて、一部、特別対策はしていないけれども、もともと屋内禁煙である、というところも含まれての「実施なし」という回答になっているということですね。

他に特に委員等の皆様からよろしいでしょうか。

## ○各委員等

(意見等なし)

### (1) 協議事項①

## ○大西部会長

続いて、協議事項の方に移りたいと思います。協議事項(1)について事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局(清水主任)

それでは、協議事項(1)「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」の推進状況について、説明いたします。なお、本プランは、受動喫煙防止対策の推進を図ることを目的に、普及啓発や分煙環境の整備などについて、具体的な施策の他、数値目標などを定めたものでして、それらの取組状況などについて、資料2に記載していきまして、まず資料2-1について、説明させていただきます。なお、こちらですが、全て説明すると時間がかかってしまうので、要点のみを説明させていただきます。

まず、資料2-1の1ページ目の「1 普及啓発」についてです。

No1とNo2の、説明会開催や、リーフレットなどの資材を用いた普及啓発についてですが、保健所による地域説明会等の他、民間の保険会社と連携し、保険会社訪問先企業へリーフレット及び禁煙支援パンフレットを配布、健康づくりに関するイベントでのリーフレット等の配布、道内産婦人科や助産所及び市町村へ、妊産婦の喫煙防止や乳幼児の受動喫煙防止を目的に、禁煙支援パンフレットを送付するなど、広く普及啓発を行っております。

No3の「ポータルサイトによる情報提供」では、全道の市町村ホームページへのリンク掲載を依頼していますが、1月末時点で175市町村が掲載済みでして、残りの4市町村においても、今年度中に掲載される予定となっております。

No4の当課運営のツイッターについては、受動喫煙対策や禁煙支援に関する情報の他、昨年度新たに作成しました、受動喫煙対策に関するショートムービーを定期的にツイートしています。

次のページをご覧ください。No6について、今年度は健康づくり道民調査を実施しまして、こちらの調査の中で、受動喫煙が生じた場所と頻度、条例の認知度、道に対策を望む受動喫煙対策について調査を行っております。

受動喫煙対策に関する普及啓発については、現在行っているSNS等での取組を継続して

行っていくほか、道民調査の結果をもとに、重点的に普及啓発を行う分野や方法などについて検討していく予定です。

次のページをご覧ください。次に「2 学習機会の確保」についてです。

No.7の「道が制作した教材DVDを活用して健康教育等を実施する市町村」について、こちらは昨年度新規に教材DVDを作成したことから、活用市町村数が昨年度実績の5市町村から、22市町村へ増加していますが、全市町村数の8分の1程度ということもあり、「やや遅れ」と評価しています。

こちらの活用市町村数が伸び悩んでいる理由ですが、平成30年度に新規に教材を作成した時は、道内55市町村での活用がございまして、このときは、例えば検診会場等の他、老人クラブ会や育児教室での放映等、様々な場面で活用頂いていたのですが、コロナの影響でこういった行事が減少し、市町村においても、活用できる場面が少ないという現状もございまして。しかし、社会情勢の変化もあり、多数の人が集まって実施する行事も再開され始めていますので、引き続き、市町村に活用を促すほか、当課におきましても、SNSにショートムービーを定期的に掲載するほか、がん対策サポート企業と連携し、従業員へ、道公式YouTubeからの視聴を促すなど、引き続き、様々な方法で発信を行っていくことを検討しています。

また、No.9の未成年者喫煙防止講座についても、コロナ禍において学校側からの依頼件数が減っており、対策は「やや遅れ」と評価していますが、今年度は、教育庁と連携し、道で作成した教材DVDを、学校で行う、たばこに関する授業での活用を依頼する旨を道内小学校へ通知した他、道内教職員が参加します「令和4年度がん教育研修会」の場においても周知を行い、今年度においては、4件の小学校から貸出申し出があり、授業で活用頂きました。

No.10の妊婦等への知識の普及については、イベントなどで普及啓発を進めるほか、先ほどの繰り返しとなりますが、妊産婦の喫煙防止などを目的に、道内産婦人科などへ、禁煙支援パンフレットを送付しております。

次のページをご覧ください。次に「3 市町村及び事業者等の取組の促進」についてです。

No.12の「北海道のきれいな空気の施設登録事業」ですが、北海道では施設内を禁煙としている飲食店以外の「第二種施設」を対象として登録事業を展開してございまして、本事業については、様々な施設で登録が進んでおり、昨年度末時点での登録数1,388施設から、令和5年1月末時点登録数は2,197施設と、昨年度から809件増加してございまして、こちらについては、引き続き登録推進を進め、次年度中に3,000件の登録を目指していきます。

No.14の禁煙標識の掲示についてですが、こちらは、禁煙標識掲示率が74.6%と、昨年度の78.6%から4%減少しているため、「遅れ」と評価しています。

今年度実施調査による標識を掲示していない理由は、「標識が手元にない」という意見が最も多く、2番目に「そのような規定があることを知らなかった」、3番目に「その他」という結果になっています。

「手元にない」、「そのような規定があることを知らなかった」という意見については、条例施行時の令和2年度に、営業許可を受けている全ての道内飲食店へ禁煙ステッカーを送付し、その後も、新規営業許可を受けた飲食店へ継続して配布はしているのですが、何ら

かの理由で施設側へ届かなかったものと思われます。

これらの意見への対策として、各保健所で実施する調理業務従事者向けの講習会等を活用した周知を継続して行う他、ステッカーが手元に無い場合は、今までは、原則、道 HP で公開している様式を施設側で印刷し、掲示してもらうこととしていたのですが、今後は、道から直接送付することとしまして、その旨を、道 HP での周知の他、道で実施している「ヘルスサポートレストラン」という事業において、本事業登録の飲食店事業者へメルマガを毎月送信しているのですが、そのメルマガ内でも、あわせて周知しています。

3 番目の「その他」ですが、掲示していない理由として出された意見として、「標識のデザインが店舗の雰囲気合わない」、「そもそも店舗内で吸おうとする人がいないから掲示していない」などといった意見が目立ちました。

「標識のデザインが店舗の雰囲気合わない」という意見に対しては、標識は、禁煙である旨がわかれば、飲食店側で作成した標識も掲示可能でして、その旨は、飲食店側へも周知していたのですが、「北海道が作成した赤色のステッカーしか掲示できない」と誤認されている飲食店があると思われたことから、道 HP で、「飲食店側で作成した標識も掲示可能である」という旨を改めて周知した他、白黒でシンプルな禁煙標識デザインを新たに作成し、印刷様式を道 HP で公開し、標識掲示を呼び掛けているところです。

「店舗内で吸おうとする人がいないから掲示していない」という意見に対しては、禁煙標識は、店舗内で吸おうとする人がいなくても、禁煙とした飲食店が掲示しなければならないものである、ということ、飲食店の許可申請を受け付ける各保健所において周知徹底する他、ヘルスサポートレストランのメルマガや、道 HP、SNS を活用し、周知していきます。

また、次年度の新たな取り組みとしましては、次年度実施予定の飲食店への受動喫煙防止対策実施状況調査において、調査票の内容に、禁煙標識掲示に関し、重点的に調査する項目を追加し、その結果から、更なる対策を検討していきたいと考えています。

次のページをご覧ください。No.16 の関係団体における取組の促進についてですが、昨年度と比較しますと、全道規模及び地域の団体ともに取組団体は増加しておりまして、全体では 25 団体増加しています。今後も引き続き、取組未実施の団体に対する働きかけを、行ってまいります。

次のページをご覧ください。続いて「4 実施状況の調査」と「5 体制の整備」についてです。調査については先ほど説明したとおりですが、引き続き各施設等の状況把握に努め、本部会、各会議などで関係各所との情報共有を行い、受動喫煙対策の推進を検討してまいります。

次のページをご覧ください。続いて「6 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進」についてです。No.26 の適切な分煙環境の整備について、受動喫煙防止対策助成金に関し、ポータルサイトや保健所において飲食店へ普及啓発するほか、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置に関しては、「市町村への健康づくり情報の配信」により、道内市町村へ情報を配信しています。

最後に「7 その他の取組」について、歩きタバコ等の防止については、ポータルサイト及び地域説明会等を通じた普及啓発に取り組んでまいります。また、サードハンドスモークへの対応については、新しい概念で研究も少なく、健康影響についても、まだ明らかになっ

ておりませんが、今後も、引き続き適切な情報を周知してまいります。

資料 2-2 についてですが、資料 1 の調査結果や、資料 2-1 での内容を指標に当てはめたものとなります。

目標を既に達成、または順調に増加傾向となっている項目については、「順調」と評価し、微増傾向の区分は「やや遅れ」、減少傾向の区分は「遅れ」と評価しています。

受動喫煙に関する学習機会の確保や、飲食店での禁煙表示など、「やや遅れ」又は「遅れ」となっている項目については、引き続き取組みを進めてまいります。

資料 2 に関する説明は以上となります。

#### ○大西部会長

ただいまのご説明について、委員等の皆様から何かご質問やご意見等ございますか。

どうしてもこの禁煙表示のところが「遅れ」ということで伸び悩んでいるということで、その理由も様々あり、それぞれに対応していくということで事務局の方からご説明ありましたけれども、北海道生活衛生同業組合連合会様もご出席されておりますので、細貝事務局長の方から、この点について、うまく進めるような方法のご提案ですとか、なにか伸び悩む理由などについて考察等ご意見ございましたら、よろしくお願いたしします。

#### ○細貝事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）

北海道生活衛生同業組合連合会の細貝と申します。よろしくお願いたします。

今回の調査結果を見せて頂いて、全面禁煙をしているお店が禁煙表示をしらない理由として、いくつかあったんですけども、そもそもステッカーが手元に無いというものと、条例そのものを知らなかったということが大半を占めていると思うんですけども、ここをいかに解決するか、先程のご説明でも、ステッカーが無いところには直接送ると言われたんですけど、このアンケート調査は、記名式のアンケートなんではないでしょうか。もし記名式であれば、手元に無いといったところに直接送ることも可能なので、アンケートを繰り返していけば、徐々に減っていくと思うんですが、そこを教えてくださいたいです。

#### ○事務局（清水主任）

こちらのアンケート、無記名式ではあるんですけども、事業者の番号などで管理していますので、どの事業者がこういった回答をしたかというのは、把握はできると思います。

#### ○細貝事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）

分かりました。そしたら、ダイレクトに送ることは可能ということでしょうか。

#### ○事務局（清水主任）

送ることは可能です。

今年度予算の関係などもございまして、ダイレクトに送るところまではいっていないところなんです。



○細貝事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）

まずそれが一番の対策だと思うんですけど、デザインとかがそぐわないというのは、これは自由にやって良いということで、よろしいでしょうか。

○事務局（清水主任）

禁煙ということが分かれば、飲食店側の方で自由に作って頂いて大丈夫です。

○細貝事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）

その普及啓発を、また進めていくということですね。

○事務局（清水主任）

はい。

○細貝事務局長（北海道生活衛生同業組合連合会）

そもそも室内禁煙というのは、原則なのであえて表示しなくて良いんじゃないかというご意見があると思うんですけども、そういう施設に対して納得してもらう時に、法律では、うたっていないことを、条例であえて踏み込んでやったということなので、その趣旨を分かりやすく理解してもらうような説明が必要であることと、それを説明する時に、利用者側の立場に立った説明が多いと思うんですけども、やはり店側にとっても、掲示をすることによって、今までにない効果があった実例等、来年度、調査項目を増やすという説明だったので、掲示して良かったこと、あるいは、しなかったことによりマイナスだったことを拾い出すようなアンケートにして、その結果を、フィードバックできるようにすると良いと思います。

あと、ツイッター、ユーチューブとかで積極的にやってらっしゃるようなんですけども、どうしても、若い年代の人は、そういうところで情報を拾っていくと思うんですが、一定以上の年齢の者にとっては使わない者もいる。メディアを利用して新聞、テレビなり、そういうところで、なにかキャンペーンをやる時に、取材を申し込んだりとか、広告を出すとお金がかかると思うんですけど、取材を受けて知らせるといえることができれば、出来るのではないかと思います。一般の人に知って貰うということも言われてたので、一般の人が「全面禁煙の店は掲示が必要なんだ」ということを理解すれば、飲食店側もやらざるを得なくなるといった部分もあるんじゃないかなと思います。

あともう一つ、今、一般の人はお店を選ぶ時は、大抵ネットで検索してだと思うんですけども、検索サイトの運営会社ですね、そういうところに、「この店は禁煙表示のある店」など、全面禁煙しているイコール禁煙表示があるというような、そういうことを絡めることが出来るよう、運営会社に協力依頼をかけるなど、難しいかもしれませんが、有効なのではないかなと思いました。

以上です。

○大西部会長

はい、ありがとうございます。

非常に貴重なご意見を頂いたと思います。やはり手元に無いというところには、直接送るのが有効だと思いますし、少しずつ毎年そういう活動をしていくことで、手元に無いという理由で掲示をしない飲食店は減ってくるのではないかと思います。また、調査についても、既存の飲食店と新規の飲食店と、どの程度掲示率が違うのか見ていくと、新規登録の際に重点的に周知をした方が良いのか、既存の飲食店への普及啓発に注力すべきか、そのような戦略も練ることができると思いますので、次回の調査に工夫をされるのが良いと思います。

また、一般の方向けへの周知のお話も頂きまして、やはり高齢者の方は利用されるメディアの形式も違うとは思いますが、どの年代に、より重点的に周知をするのかを考える上では、周知の方法も使い分けるといった戦略が必要だと思います。

きれいな空気の施設登録のお店は、屋内を禁煙としているところで、そのステッカーが、代わりになっているのでしょうか。

#### ○事務局(清水主任)

きれいな空気の施設は、屋内完全禁煙としている飲食店を除く第二種施設が対象でして、その施設には禁煙ステッカーと似たデザインの、道庁赤レンガをモチーフにしたものなんですけれども、きれいな空気の施設にご登録頂くと、ステッカーを交付して、施設の方に掲示頂いています。

こちらの事業に関しては、登録頂いた施設の皆さん掲示頂いているので、特に掲示率については問題とはしていないところです。

#### ○大西部会長

きれいな空気の施設のステッカーで禁煙であることを示す上で十分ということで、禁煙のステッカーは貼らないという対応で今回示された掲示率に影響することは無いということですね。

#### ○事務局(清水主任)

はい。きれいな空気の施設は、飲食店は含まないので、飲食店には配布されることはないです。

#### ○大西部会長

分かりました。飲食店は、やはり利用される方にとって、特に初めて利用される場合は、禁煙の飲食店かどうかというところは非常に参考にするとお思いますので、引き続き推進をお願いします。それでは、他の委員等の皆様からご意見ご質問等いかがでしょうか。

#### ○大島道央エリア担当部長（日本たばこ産業(株)北海道支社）

日本たばこ産業の大島です。よろしくお願いたします。

資料2-1の普及啓発の6項目のところなんですけれども、令和4年度健康づくり道民調査において、下記項目の調査を実施というのがございます。

これは、先程資料で共有頂いています「受動喫煙防止対策に関する調査報告書」とは別物

ということよろしいですか。

○事務局（清水主任）

はい、別物になります。

例えば、こちらの受動喫煙が生じた場所や頻度なんですけれども、施設側ではなくて、道民個人の方に対して、家庭や職場、学校、飲食店、遊技場など、直近一ヶ月間でどの位の受動喫煙がありましたか？などといった項目について調査をしております。

○大島道央エリア担当部長（日本たばこ産業(株)北海道支社）

そうなのですね、ありがとうございます。

そうすると、どちらかというと、対象は道民個人の方ということですね。

今、お分かりになればというところなんですけれども、これらの調査を通じて、なにかポイント的なものであったり、課題感みたいなものがあれば、ご教授頂きたいと思います。

○事務局（清水主任）

例えば、この調査の中で、20歳未満や妊婦の方への配慮義務、飲食店の禁煙標識など、条例で定める項目の認知度について調査を行っていきまして、認知度が低い項目について、次年度普及啓発対応を重点的に行っていければという方向性で考えております。

○大島道央エリア担当部長（日本たばこ産業(株)北海道支社）

承知しました。ありがとうございます。

ちなみに、認知度が低い項目って、代表的なのは、どのような項目になりますでしょうか。

○事務局（清水主任）

こちらまだ調査の結果が出ていないので、分かり次第こちらでもご報告させていただきます。

○大島道央エリア担当部長（日本たばこ産業(株)北海道支社）

はい、よろしく願いいたします。

○大西部会長

いわゆる北海道健康増進計画の次期計画を策定するにあたって、道民の健康課題を見つけるための調査ということで、直近で行われたものですので、今、集計作業をしているところかと思えます。次年度以降に、その結果もご紹介できるのではないかと考えております。

他に委員等の皆様からご質問ご意見等よろしいでしょうか。

○各委員等

（意見等なし）

## (2) 協議事項②

### ○大西部会長

続いて、協議事項（2）について事務局から説明をお願いいたします。

### ○事務局（石川課長補佐）

受動喫煙防止対策推進プランの次期計画の取り扱い、それから今後のスケジュールについて、資料3をもちまして、ご説明をさせていただきます。

まず計画策定にかかる経過については、1番のところに書かせて頂いておりますけれども、平成15年5月に健康増進法の施行を契機に、たばこ対策推進の観点から、北海道たばこ対策推進計画を策定しておりまして、平成25年3月に、第2期に当たる健康増進計画の策定に合わせまして、付属計画として位置づけたというかたちで整理をさせて頂いております。そののちに、令和2年3月に受動喫煙防止条例制定、令和3年10月に条例に基づく個別計画として、本計画を策定させて頂いております。

2番に協議体の概要について記載させて頂いておりますけれども、「北海道健康増進計画」及び付属計画である「たばこ対策推進計画」につきましては、本部会親会にあたる道民の健康づくり推進協議会の方で審議を、受動喫煙防止対策アクションプランにつきましては、条例に基づく個別計画の位置づけとしまして、本部会で受動喫煙に特化して審議を頂いているところとなっております。

3番のところからの記載になりますけれども、冒頭報告事項で説明をさせて頂きましたとおり、現在、受動喫煙を取り巻く状況につきましては、学校、それから病院、行政施設等では9割を超え、それから飲食店、スーパー等多数の方が利用する第二種施設についても、9割近いという対応状況となっておりますけれども、先程の資料1-1でご説明させて頂きましたとおり、第二種施設の中においても、業態においては、対策に差が生じているといった状況もございます。先程の説明と重なりますが、飲食店における禁煙表示の実施につきましても、条例の規定事項でございしますが、そういったものについても、一部対策に遅れが生じている、また、第二種施設における屋外の受動喫煙対策の実施率についても、横ばいといったところで、一部低調な指標も出ているというところでは、受動喫煙防止条例から2年経ちますけれども、推進の過渡期にある状況というふうに承知しております。

また、3の丸3つ目のところに書かせて頂いておりますけれども、受動喫煙防止条例全面施行が令和3年4月1日となっております、条例の改正を制定時にプログラミングした条例となっております、5年を経過するごとに社会情勢の変化等を勘案して見直しを行うこととしておりますが、次期見直しについては令和7年を予定しています。

以上の状況から、「受動喫煙防止対策推進プラン」の次年度取り扱いをどうするかという点について、資料3裏面に事務局案をご用意させて頂いておりますけれども、現在の道内の受動喫煙対策を取り巻く現状を踏まえて、当面は現状維持をしていきたいということで、次年度においても、同様に計画を策定していきたいと考えております。

次年度からの計画ですが、受動喫煙の計画の大本となる国の計画が、健康日本21というものになりまして、今年度末に、国の新たな方向性が示される予定となっております、事

前の情報によりますと、計画年は、12年間になるという情報が入っております。そういった状況を踏まえまして、米印のところに書かせて頂いておりますけれども、基本的には計画は12年間で予定させて頂くと、ただし、今後、受動喫煙を取り巻く状況は変化していかろうと事務局の方で推測しておりまして、受動喫煙対策が一定程度進んだ際には、たばこ対策推進計画に統合して、一体的に推進していくことが望ましいと考えておりまして、次の評価時、6年後に計画を一体化することを検討させて頂くということ、次の計画の中の記載事項とすることとしまして、現状維持をしていきたいと考えております。

その考え方を踏まえましての今後のスケジュールを、下段の方に書かせて頂いておりますけれども、現行プランの評価及び次期プランの骨子ということで、これは、いわゆる計画の柱立てを示すものを、1回目の6月の専門部会でご提案させて頂き、その後、親会である道民の健康づくり推進協議会、それから道議会で報告をさせて頂きまして、2回目が10月に、プランの素案ということで、これが実質的に文書化した叩き台というものになりますが、こちらを、本部会で協議頂きまして、同様に親会、それから道議会で報告をしまして、年末にパブリックコメントの募集ですとか、市町村ですとか、保健所等の、いわゆる推進して頂く方々への意見照会等もさせて頂きながら、3回目、年明け1月に、意見を受けての修正案ということで、原案をご協議頂きたいと考えております。そして、3月には決定というスケジュールで考えておりまして、次期プランのご報告、それから、今後どういうふうに推進していくのかといったことを、ご意見を頂きたく考えておりまして、4回程の実施を予定させて頂いております。

次年度の開催につきましては、頻回となり、委員等の皆様には大変ご負担をおかけしますが、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの報告は以上です。

#### ○大西部会長

事務局から協議事項(2)について説明がありましたが、何かご質問やご意見等ございますか。

#### ○大島道央エリア担当部長(日本たばこ産業(株)北海道支社)

今、事務局案の方をお伺いしたんですけれども、次期北海道健康増進計画及び受動喫煙防止対策推進プラン中に、評価時、一定の目標達成時に計画一体化を検討することを明記というふうに記載頂いているんですけれども、この一定の目標達成時というのは、例えば、定量定性か、どのようなものか、イメージというのは、今お持ちなんでしょうか。あればご教示頂ければと思います。

#### ○事務局(石川課長補佐)

ご質問ありがとうございます。

資料2-2の方で、具体的な指標ということで示させて頂いているものとしては、まずは第一期の計画でお約束した事項になりますので、こういったものの達成状況、それから国でも、様々な対策の強化といった情報もございますので、そういった状況を踏まえての評価と

いうことで考えております。

○大島道央エリア担当部長（日本たばこ産業(株)北海道支社）

承知しました。では、こちら先程お示し頂いた資料 2-2 について、評価でいうと概ね全ての項目が順調になっている、もしくは、新たに対策されるような国の施策に応じたかたちの、その進捗状況を見て考えるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（石川課長補佐）

はい、おっしゃるとおりです。

○大西部会長

この部会も条例に紐付いていることや、条例の改正見直しの年度と、健康増進計画の年度、中間評価の時期などとも、少しずつズレが生じてしまうので、なかなかどのタイミングで一本化するのかというのは難しいところですので、そこは計画の進捗を見ながら、時期を見計らって行くかたちになると思っております。

ただ、先程、ステッカーを郵送する予算措置がなかなか厳しいというような実情もございましたけれども、別立てで動くことで、予算的な部分でも対策が取れるということであれば、現状この分かれたかたちで、まずは進めて行くことにメリットがあると考えます。

当初は、この次期健康増進計画策定期間に合わせた 3 年のアクションプランとし、この時点で一本化する計画ではありましたが、開始してまだ間もないということもありますし、進捗が思わしくない取り組みもいくつか見受けられることから、ある程度目標達成できるまでは、このまま分けてという事務局案でございますが、よろしいでしょうか。

○委員等

（異議なし）

○大西部会長

特にご意見等ないようでしたら、この事務局案のスケジュール感で次年度は進めさせて頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

**3 その他**

○大西部会長

では、最後になりますが「3 その他」として、出席者の皆様から、本日の議事全体を通して何かご質問ご意見等はございますか。

○各委員等

（意見なし）

○大西部会長

事務局の方から、なにか追加等ございますでしょうか。

○事務局

(追加事項等なし)

**4 閉 会**

○大西部会長

以上をもちまして予定の議事は終了しました。本日も円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局(石川課長補佐)

大西部会長、ありがとうございました。本日の資料及び議事録につきましては、後日、道庁のホームページの方で公開させて頂く予定としておりますので、あらかじめご了承頂きますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、がん対策担当課長であります佐藤より、ひと言ご挨拶を申し上げます。

○事務局(佐藤がん対策等担当課長)

地域保健課がん対策等担当課長の佐藤でございます。

本部会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」につきまして、今年度の実施状況や、次年度に予定する取組等について、報告をさせて頂いたところでありますが、皆様には、それぞれのお立場から、ご意見・ご提案を頂き、誠にありがとうございました。道といたしましても、今後も皆様方からのご意見等を頂きまして、本道の受動喫煙防止対策を推進してまいりたいと思っております。

また、本日はこのような遅い時間の終了となりましたが、ご協力を頂きましたことを感謝を申し上げまして、終了のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○事務局(石川課長補佐)

それでは、本日の部会は、これをもって終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。「退出」ボタンをクリック頂きまして、順次ご退出頂きますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。